

#### 4. 豊前市の歴史文化の特徴

前述したように豊前市域でのこれまで先人諸氏の様々な調査研究成果や、行政による文化財調査の実施を元に本地域の歴史文化の特徴を記せば以下のようになります。

古代においては奈良時代における朝鮮半島との国際的な緊張関係の中、多くの渡来人が我国にわたってきたことが知られています。本地域では朝鮮半島で特徴的な床下暖房の構造を持つ類似した竪穴住居跡がまとまって確認される等、考古学的な成果によってその内容を知ることができ、その結果「正倉院」に残された大宝2年(702)の豊前国戸籍帳には秦部、勝など多くの渡来系の氏を認めることができます。

こうした歴史的背景の中、豊前国には八幡信仰を生む土壌が形成され、その後の宇佐八幡神宮の創建へとつながり、本地域はその影響下で様々な歴史文化が醸成されていきます。

中世初頭、それまでの山岳密教は日本古来の自然崇拜と融合し神仏習合という我国独特の宗教形態が体系化されます。所謂修験道の成立で出羽三山、熊野、彦山を代表する修験道の山が全国各地で展開してゆきます。その一つ、彦山(英彦山)の主要な末寺として成立したのが求菩提山で、宇佐郡出身の天台僧頼巖によって12世紀に山中に伽藍をはじめ求菩提修験の基礎が整備されました。その後、求菩提山は周辺の修験の山とともに「一山五百坊」と称される豊前修験道の一大拠点となり、明治5年(1872)の修験道禁止令によりその活動を終わるまで大きな勢力を誇りました。また、山麓には人的に又物理的に山を支える集落が発達し、その後の豊前市の文化財保護の原点となりました。

さて源平の争乱以降、豊前においても地域の有力豪族が次第にその勢力を強める一方、関東から宇都宮氏が鎮西奉行として九州に勢力を持つようになりその土着化が進みます。その後暫くは宇都宮一族による領国支配が進みますが、戦国の時代を背景に本地域でも守護大名の争乱と豊臣秀吉による天下統一の中、激しい戦いが繰り返され地域には詰城としての山城が多く築かれます。そして徳川家康による江戸幕府の開闢によりその後200年に及ぶ近世の武家社会がスタートします。

豊前国は黒田孝高による領国支配に始まりその後、細川忠興、小笠原忠真と領主が変わる中、小倉藩による統治の仕組みが整えられてゆきます。その中で古代からの官道を基本とした街道の整備が進められ、小倉から中津(大分県)までの中津街道を軸とした地域社会が形成されてゆきます。但し、本地域は一部が小倉藩の支藩として小倉新田藩という位置づけがなされ、そのことが幕末の千束藩の成立につながります。

いずれにせよ、こうした近世の社会状況を背景として街道を中心とした町家の形成と様々な文化が醸成され、それらが祭礼や民俗芸能、その他多様な文化財として今に伝えられてゆきます。

その中で特筆すべきは宇島港の築港で、結果的にそのことが本地域の近代化への礎となってゆきます。文政年間に小倉藩の政策として築かれた宇島港は当初は隣の中津藩との領民支配に対処するための漁港でしたが、明治以降、瀬戸内海を媒介した関西との商業港として地域経済

の発展に寄与します。その結果、交通、産業などにかかわる様々な事業が展開されそれらは今、近代化遺産として評価されています。

さて、小倉藩の領国支配の中でその支藩として成立した小倉新田藩は実態を伴わないものでしたが、幕末の動乱の中、長州藩と小倉藩の所謂長州征討に際し改めて千束藩として実質的な地域支配が試みられます。その結果、明治2年（1869）の版籍奉還後に新たに築城（旭城）がおこなわれ、それに伴い城下町が形成されるという全国でも例を見ない政策が展開されます。日本で築かれた最後の城郭という歴史的な評価はその後の地域社会の形成に少なからず影響を与えたことは言うまでもありません。

こうした豊前市の歴史的な特徴が今に伝えられる豊富な文化財群の形成に寄与したことは明らかであり、今後の文化財の活用における基本的な理解に繋がると考えられます。

## 4章 豊前市の関連文化遺産群

### 1. 関連文化遺産群のテーマの設定

#### (1) 基本的な考え方

関連文化遺産群とは、有形・無形、指定・未指定に関わらず、地域に存在している様々な文化財を歴史的に地域との関連性に基づいて一定のまとまりとして設定するものです。

これまで個別に認識されてきた文化財を、地域の歴史文化を物語る群として捉え、一定のかつ総合的に保存・活用していくことで個々の文化財の価値をさらに高め、地域の魅力を発信し、まちづくりに貢献していくことが可能となります。

豊前市の長い歴史のなかで、時代ごとの歴史文化、さらに時代を超えて現在まで維持・継承されている文化遺産のうち、以下の条件に適合する文化財のまとまりを関連文化財群と設定します。

ただし、位置的に面として捉えられないもので、共通のテーマに属するものは、保存活用計画の中で個別に取り上げます。

- ・共通のテーマを有している。
- ・豊前市の歴史文化を物語るストーリー性がある。
- ・市民が文化遺産群を再認識でき、誇りとして思える。
- ・文化財群の保存・活用が豊前市のまちづくりに寄与すると想定できる。

#### (2) 関連文化財群の5つのテーマ・ストーリー

豊前市の関連文化財群として、以下の5つのテーマ・ストーリーを設定します。

テーマ名	ストーリー	構成する主な文化財
宇佐神宮への道 －勅使街道－ 朝廷使者と八幡信仰	勅使街道は宇佐八幡宮へ天皇の使者が通った道で、宇佐八幡宮の荘園があった豊前市には八幡信仰と深い関わりがある。 豊前市域の勅使街道は松江から四郎丸を通り、現在の国道10号とほぼ同じ線を通り上毛町へ続いている。	街道、寺院、神社、石造物、郷土芸能祭り
求菩提信仰の路 －修験者を支えた路と里－	峰入道は山伏が修行を行うための道であると共に、山伏と里の人々が係りをもつ場でもあった。また、多くの人々も求菩提山へ参詣するため、山伏と同じ道を通っていた。修験道は豊前市の歴史文化を語るうえで欠かせない要素であり、伝統芸能も伝え残されている。	求菩提山、街道、寺院、神社、石造物、町なみ、郷土芸能祭り、農村景観

テーマ名	ストーリー	構成する主な文化財
<p><b>中津街道</b> —往来と交流—</p>	<p>近世の豊前市域には小倉から中津を結ぶ街道が整備され、多くの人やモノが行き交った。中津街道沿いの八屋、松江には宿場町や在郷町があったことが知られ、街道沿いにはかつての面影や雰囲気を残している町なみや神社祭礼なども多く伝えられている。</p>	<p>街道、寺院、神社、石造物、町なみ、郷土芸能 祭り</p>
<p><b>瀬戸内海のみち</b> (海路の出発点宇島港) 地域に貢献した 小今井潤治</p>	<p>八屋に隣接する宇島には近世に築かれた港があり、瀬戸内海を通り、大阪など近畿とをつなぐ海路の拠点となった場所。海運で栄えた宇島には大阪商船事務所跡、種田山頭火が逗留した宿の跡、漁師町が今もその面影を残している。</p>	<p>港、街道、神社、石造物、町なみ、郷土芸能、祭り、(旅館・海)</p>
<p><b>維新へのみち</b> 幕末の動乱と千束藩 —武家屋敷の出現—</p>	<p>小倉藩の支藩として成立した小倉新田藩。幕末には千束藩となったが 2 年後には廃藩置県により消滅した。豊前市内にはこうした幕末から明治にかけての足跡が残されている。陣屋のあった千束地区には家老屋敷の門の跡や地割、当時の面影を残す建物などが残っている。</p>	<p>街道、神社、石造物、町なみ、郷土芸能、祭り 城跡、武家屋敷の地割</p>



## 2. テーマとストーリー

### (1) 宇佐神宮への道 — 勅使街道 — 朝廷使者と八幡信仰

#### 1) ストーリー

勅使街道は松江から四郎丸、大村、黒土、上毛町垂水、中津市高瀬を経て宇佐神宮へと通じる古代の官道で、近世以降は「上往還」と呼ばれました。天皇の使者である泰幣使(勅使)が宇佐神宮に参拝する際に通った道で「勅使道」とも呼ばれます。

松江から四郎丸までは中津街道と同じルートですが、四郎丸の広山から南に分かれて現在の国道 10 号とほぼ同じルートで上毛町に続いています。

宇佐神宮との地域のかかわりは勅使街道だけでなく、黒土にある石清水八幡神社や、かつては宇佐神宮の荘園であった角田荘や黒土荘が置かれていたと記録にあります。

また、現在も大富神社に奉納されている山田の感応楽は、宇佐神宮にも奉納されています。

角田八幡神社は貞観元年(860)に勧請されたといわれます。長元四年(1031)には、宇佐八幡宮の本御荘一八本荘の一つとして角田荘が成立し、宇佐八幡宮と深いつながりを持つようになります。角田八幡神社では隔年で豊前楽が奉納されています。

宇佐神宮の社殿は式年造営で 33 年ごとに建て替えられます。このとき工事の安全を祈り、「<sup>そま</sup>杣始め」という儀式が行われます。豊前市内でも下川底の白山神社で大樟のもと厳粛に行われたと伝えられています。

#### 2) 構成している主な文化財とその周辺環境・担い手

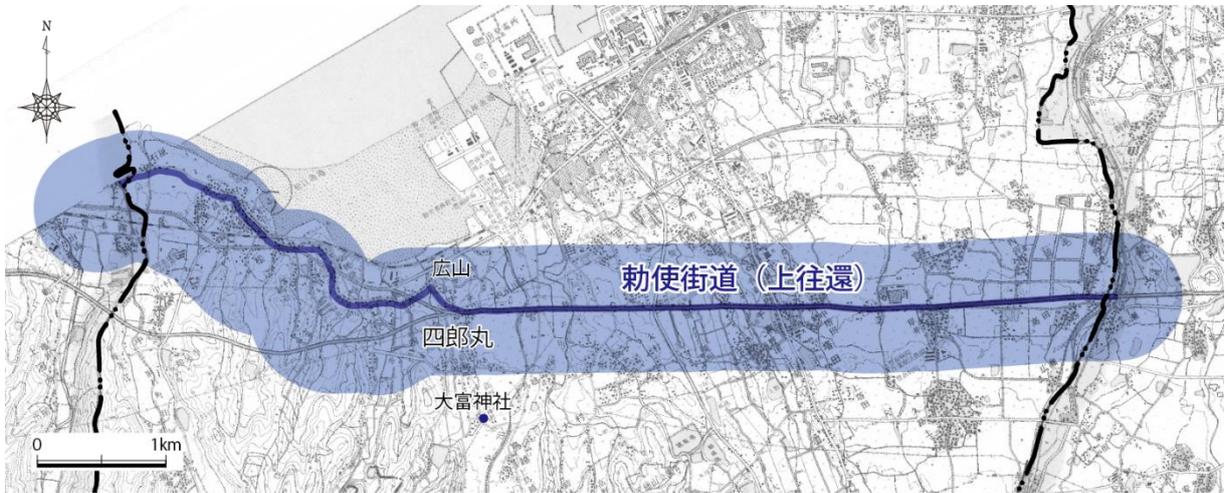
構成項目	主な文化財等	周辺環境	担い手
石造物	【角田地区】猛勇神社の両面板碑、角田八幡神社の狛犬 【山田地区】大富神社の神明鳥居、須佐神社の狛犬、大富神社の狛犬、庚申塔、猿田彦文字塔(4)、道祖神文字塔、郡界標、大富神社の燈籠 【黒土地区】石清水八幡神社の肥前系鳥居、庚申文字塔、領界標(藩界石)	神社境内 沿道 個人敷地	神社・氏子 地域住民 個人
指定文化財	【県】黒部古墳群、宇佐神宮の杣始めの掛札および箱、白山神社の大樟 【市】浄圓寺絹本阿弥陀来迎図、黒峰尾古墳群		所有者・行政
神社	七社神社、貴船神社、恵比須神社、四公神社、貴船神社、大歳神社、五社神社、大己貴神社、千束八幡神社、角田八幡神社、足切神社	境内 集落等	神社・氏子
寺院	正法寺、浄圓寺、願行寺、選仏寺、願成寺、永寿寺、正円寺、徳善寺	境内 集落等	寺院・檀家
祭礼・祭り	大富神社神幸祭、山田の感応楽、豊前楽	奉納神社等	保存団体 地域住民
伝説	野田の馬洗池の話、拝みの松	語りの場	語り部

【国】：国指定文化財 【県】：県指定文化財 【市】：市指定文化財

#### 3) 現況と課題

- ・当時の道路が廃絶することなく現在も幹線道路や生活道路として利用されています。
- ・道路の線形などは残されていますが、拡幅や地形の改変などが行われています。

- ・国道10号はかつての勅使街道の趣はなく、また、古代官道や勅使が通ったという案内解説サイン等もないため、歴史的な価値が伝わりにくいものとなっています。



勅使井 (大富神社)



石清水八幡



山田の感応楽

## (2) 求菩提信仰の路 — 修験者を支えた路と里 —

### 1) ストーリー

「求菩提山縁起」によると継体天皇20年(526)の猛覚魔ト仙による開山、慶雲元年(704)の役行者の入山、養老4年(720)の行善による求菩提山護国寺の創建などが伝えられますがここまでは伝説の域を出ません。初めて史実として登場するのは保延年間(1135~1141)に入山し、求菩提山中興の祖とされる頼巖上人です。頼巖は護国寺の伽藍を整備し、教義に基づく修行の方法を整え、さらには銅板法華経の勧進を行うなどし、求菩提山は本格的な天台修験の山となりました。

以来求菩提山は信仰の山として人々と係わってきました。求菩提山へ向かう道は、市域北部を通る街道から分かれ、南西に位置する求菩提山へつながります。近世から求菩提山へ参詣する人々が増え、その多くはこの路を通り、岩岳川沿いに求菩提山へ向かいました。

求菩提山信仰において、修験者が修行を行うために通るルートは峰入道といわれ、求菩提山を起点として山間の路からしだいに平野部となります。求菩提山や犬ヶ岳へ山岳地は険しい山道ですが、求菩提山から谷に沿って平野部へ降りる比較的緩やかなルートもあります。峰入道には春と秋の2つのルートがあり、春の峰入道は求菩提山から尾根道を通して国見岳へ渡り、岩丸、椎田を経由して角田へ向かいます。角田からはまた築上町の小山田、本庄を通して寒田から求菩提山へ戻ります。

秋の峰入道は上毛郡を廻峰し、轟谷から両界岳、犬ヶ岳、経読岳の山岳地に入っています。廻路は求菩提山の麓にある鳥井畑から篠瀬、中畑、大河内、天和、下河内、山内、薬師寺、鬼木、緒方の順で、岩岳川や佐井川沿いの多くの集落を通ります。

また、峰入道は修験者の修行を行う道であるとともに、人々が求菩提山へ参詣に向かう道でもありました。峰入道を通る集落には修験道に関わる石造物や社寺、伝承などが多く残っています。

### 2) 構成している主な文化財とその周辺環境・担い手

構成項目	主な文化財等	周辺環境	担い手
町なみ	各集落	住宅・商店等	地域住民 道路管理者
石造物	<p>【求菩提山】自然石碑(6)、磨崖碑(3)、角柱、石祠、求菩提山の五重塔、求菩提山の宝塔、求菩提山の宝篋印塔三基(山の神塔、国玉神社左の塔、日吉神社前の塔)、求菩提山の角塔婆、常行堂の自然石板碑、安浄寺跡の地蔵、たたき地蔵、求菩提山の六地蔵塔、求菩提山登山口の十三仏、求菩提山の八十八ヶ所仏、求菩提山の燈籠、国玉神社の鳥居、庚申塔、笠付角柱碑、郡界標・領界標・道標</p> <p>【岩屋地区】不動窟の三重塔、岩洞窟の宝塔、地蔵堂の宝塔、岩洞窟の諸仏、岩洞窟の妙見菩薩、七社神社の鳥居、大山祇神社の明神鳥居、角柱碑、庚申文字塔</p> <p>【合河地区】夫婦木の宝塔、天和の板碑、雁股山の板碑、ヤネンドーの十一面観音、貴船神社の狛犬、猿田彦文字塔</p> <p>【横武地区】道祖神社の宝篋印塔、如法寺の五輪塔、嘯吹八幡神社の燈籠、挟間の板碑、道祖神社の鳥居、猿田彦文字塔</p>	社寺境内 沿道 個人敷地	神社・氏子 寺院・檀家 地域住民 個人

石造物	<p>【黒土地区】石清水八幡神社の肥前系鳥居、庚申文字塔、郡界石</p> <p>【山田地区】大富神社の神明鳥居、須佐神社の狛犬、大富神社の狛犬、庚申塔、猿田彦文字塔(4)、道祖神文字塔、郡界石、大富神社の燈籠</p> <p>【角田地区】原井の両面板碑二基、猛勇神社の両面板碑、角田八幡神社の狛犬</p> <p>【八屋地区】求菩提道の道標</p>	社寺境内 沿道 個人敷地	神社・氏子 寺院・檀家 地域住民 個人
指定文化財	<p>【国】豊前市求菩提山経塚出土品、犬ヶ岳ツクシシヤクナゲ自生地、求菩提山、求菩提の農村景観、豊前神楽 県】求菩提山文書、盲僧琵琶（ささびわ、付属品・文献1冊）、求菩提山修験道遺品、求菩提山のお田植祭（求菩提山松会）、蔵春園（恒遠塾跡）、大河内の広葉杉、求菩提のヒメシヤガ、求菩提のボダイジュ、白山神社の大樟、須佐神社の大樟 市】木造不動明王像及び脇侍二童子像、木造地藏菩薩像、覚魔社社殿、白山神社石造如来形座像（残欠）、蔵春園関係資料、日吉神社本殿、石清水八幡神社歌仙板絵馬、津野田文書、天狗曼荼羅絵図、角田八幡神社棟札、角田八幡神社の豊前楽、畑のどんど焼き、水神社「冷泉」、求菩提山のクワ（桑）、轟のフジ、水神社の大樟</p>		所有者・行政
神社	七社神社、恵比須神社、貴船神社、角田八幡神社、雲見神社、塞神社、猛勇神社、水神社、八幡神社、国玉神社、須佐神社、大山祇神社、須佐神社、大山祇神社、七社神社、日吉神社、合八幡神社、二塚神社、須佐神社、貴船神社、嘯吹八幡神社、道祖神社、貴船神社、宗像神社、深山八幡神社、貴船神社、大西神社、石清水八幡神社、貴船神社、大山祇神社、貴船神社、貴船神社	神社境内 集落	神社 氏子
寺院	正法寺、浄圓寺、願行寺、来迎寺、満光寺、宝寿寺、法覚寺、応因寺、浄福寺、浄心寺、明照寺 如法寺、明泉寺、東光寺、長久寺	寺院境内 集落	寺院 檀家
祭礼・祭り	<p>神楽（中村神楽保存会・大村神楽講・山内神楽講・黒土神楽講・三毛門神楽講）</p> <p>豊前楽（角田八幡神社の豊前楽） 清原神事</p> <p>求菩提のお田植祭り（求菩提の松会）</p>	奉納神社 等	保存団体 と地域
伝説	角田の生目八幡、求菩提の鬼の石段、大河内の日吉さる、挾間の乳の観音	語りの場	語り部

【国】：国指定文化財 県】：県指定文化財 市】：市指定文化財

### 3) 現況と課題

- ・平野部から山間部にかけて沿道には農地や集落があり、地域の生活に溶け込んだものとなっています。また、平地や谷間など沿道の景観や雰囲気に変化があります。
- ・当時の道路が廃絶することなく現在も生活道路などとして利用されています。
- ・道路の位置などは比較的残されていますが、生活道路として利用されているが故に拡幅や舗装化など当時の路面などの遺構が残されておらず、趣は薄れています。





求菩提道の道標



求菩提道の道標



求菩提路（大河内）



求菩提路（下河内）

### (3) 中津街道 ー往来と交流ー

#### 1) ストーリー

江戸時代になると小倉藩は下往還とよばれる街道を拡幅し、小倉と中津を結ぶ中津街道を整備しました。一里毎に一里塚が設けられていました。

小倉から中津までの間に、苅田、大橋、椎田、松江、八屋の5つの宿場がおかれ、豊前市内には松江と八屋があります。八屋には近世に描かれた絵図にもみられるように、御茶屋、御蔵、牢屋、高札などが整えられていました。かつて伊能忠敬が日本全国を測量した際に八屋に泊まったことが測量日記にも記されています。

現在も松江から三毛門までのかつての街道の線形がよく残っており、道幅も狭い部分があります。沿道は歴史を感じさせる民家や商家も残っています。

#### 2) 構成している主な文化財とその周辺環境・担い手

構成項目	主な文化財等	周辺環境	担い手
町なみ	宿場町周辺の町なみ：松江・八屋・宇島 街道の町なみ：四郎丸・沓川・三毛門	住宅・商店等 宿場町	地域住民 道路管理者
石造物	【角田地区】猛勇神社の両面板碑、角田八幡神社の狛犬 【山田地区】大富神社の神明鳥居、須佐神社の狛犬、大富神社の狛犬、庚申塔、猿田彦文字塔(4)、道祖神文字塔、郡界標 【八屋地区】宝福寺の地蔵、菅原神社の狛犬、四公神社の狛犬、厳島神社の鹿、求菩提道の道標、大阪屋橋、一石五輪塔 【宇島地区】松本家具製作所の地蔵、猿田彦文字塔、大富神社の燈籠 【三毛門地区】六郎公民館前の板碑、賀茂春日神社の鳥居、沓川神社の明神鳥居、春日神社の狛犬、猿田彦文字塔	神社境内 沿道 墓地 個人敷地	神社・氏子 地域住民 所有者
指定文化財	【県】大富神社神幸祭（八屋祇園）市】浄圓寺絹本阿弥陀来迎図、上毛・築城の郡界石、宇島祇園		所有者・行政
神社	七社神社、恵比須神社、四公神社、塞神社、四公神社、厳島神社、若宮八幡神社、宇島神社、堂山神社、恵比須神社、小笠原神社、沓川神社、足切神社 貴船神社 菅原神社 春日神社	各神社の 立地環境	神社の所有者と氏子
寺院	正法寺、浄圓寺、願行寺、選仏寺、願成寺、宝福寺、賢明寺、正明寺、教円寺、正念寺、善正寺	各寺院の 立地環境	寺院の所有者と壇家
祭礼・祭り	大富神社春季神幸祭（八屋祇園）宇島祇園（宇島神社春季神幸祭）	奉納神社等	保存団体と地域
伝説	足無川、前川のかっぱ伝説、久松の夜泣き松	語りの場	語り部

【国】：国指定文化財 【県】：県指定文化財 【市】：市指定文化財

### 3) 現況と課題

- ・近世の街道として線形が良く残っており、部分的に新しい道などで途切れていますが、ほぼつながっており、当時の街道として歩くことができます。
- ・沿道の民家や社寺、石造物など歴史的な趣があるものも多く残っています。
- ・旧街道であることや宿場町であったことを示すサイン等が少なく、市民にも伝わりにくくなっています。
- ・建物自体は古いですが、外壁を現代風に改修しているものもあり、町なみの連続性が途切れています。



松江の町なみ



八屋の町なみ



沓川の町なみ



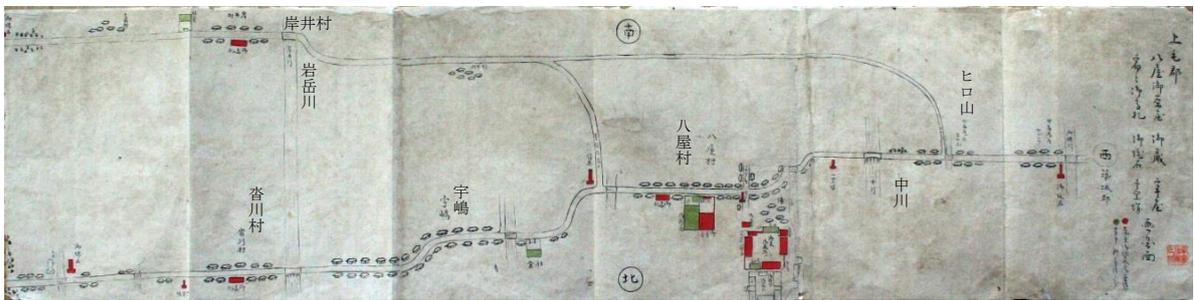
沓川神社の鳥居



浦野醤油醸造元 (八屋)



宇島の一里塚



上毛郡八屋御茶屋・御蔵・牢屋・宿々御高札・御境石・一里塚の図

#### (4) 瀬戸内海のみち —海路の出発点宇島港— 地域に貢献した小今井潤治

##### 1) ストーリー

宇島は宿場町である八屋の東隣にあり、文政 8(1825)年に小倉藩により宇島港が築港されました。江戸末期から明治にかけて商人である小今井潤治が私財を投じて、港としての機能を充実させていき、関西との海運業の要となりました。現在でも、大阪商船の旧事務所や旅館などが残っています。明治以降の宇島港は荷旅客のほか、穀物や雑貨をはじめ、鉄道が敷設されると、木材や石炭の積出港としても栄えています。

宇島には船宿も立ち並び、多くの人や物が行き交いました。中でも福沢諭吉や種田山頭火が泊まったことが記録に残っています。福沢諭吉は「福翁自伝」で自身が暗殺されそうになったとき宇島港にて難を逃れたと記述しています。また、種田山頭火は「行乞記」で宇島に逗留したことを記述し、「酔うて急いで山国川を渡る」など俳句を 5 首詠んでいます。

また、漁業においても漁港の発展と、遠洋漁業の漁業権の獲得など小今井氏や小畑平三郎の活躍がありました。

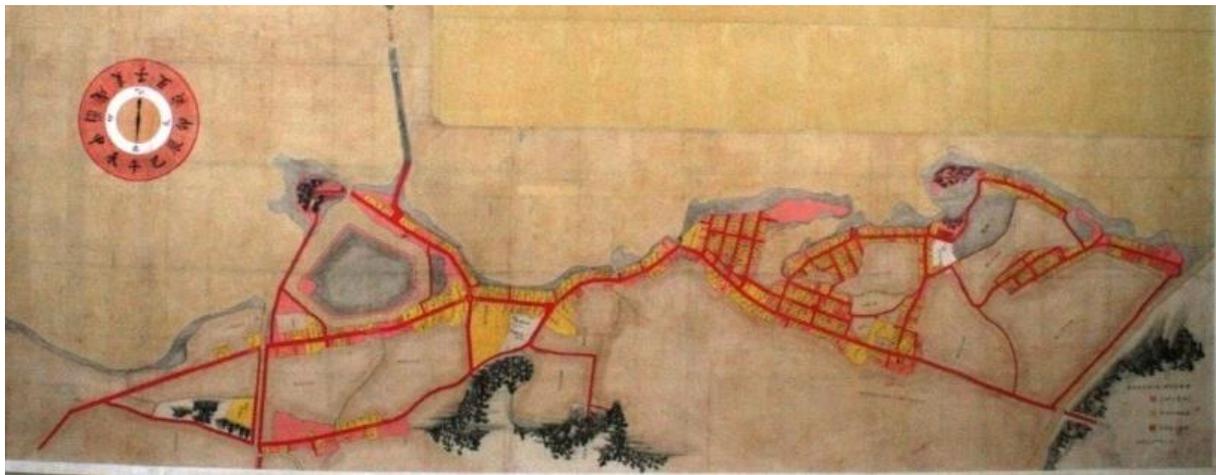
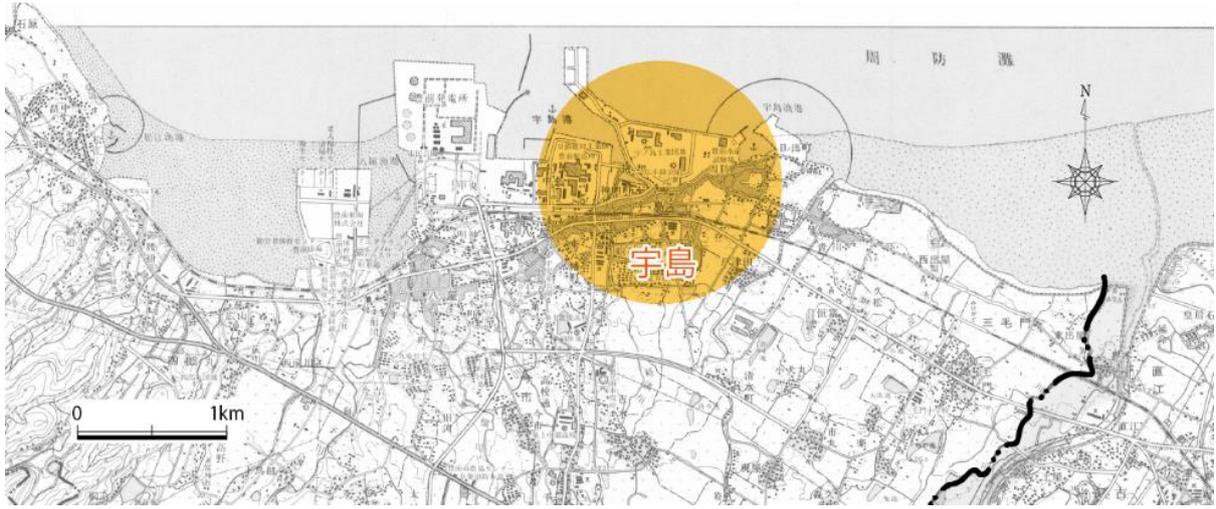
##### 2) 構成している主な文化財とその周辺環境・担い手

構成項目	主な文化財等	周辺環境	担い手
町なみ	港周辺の町なみ・宿場町から続く町なみ	住宅・商店等	地域住民管理者
石造物	【宇島地区】松本家具製作所の地蔵、猿田彦文字塔、大富神社の燈籠 【八屋地区】宝福寺の地蔵、菅原神社の狛犬、四公神社の狛犬、巖島神社の鹿、大阪屋橋	社寺境内沿道 個人敷地	神社・氏子 寺院・檀家 地域住民 個人
指定文化財	市】宇島祇園、辛島家宇島築港関係資料		保存団体と地域・行政
神社	宇島神社、堂山神社、楡八幡宮、恵比須神社、小笠原神社	神社境内 集落	神社 氏子
寺院	正明寺、教円寺	寺院境内 集落	寺院 檀家
祭礼・祭り	宇島祇園（宇島神社春季神幸祭）	奉納神社等	保存団体と地域

国】：国指定文化財 県】：県指定文化財 市】：市指定文化財

##### 3) 現況と課題

- ・北側のかつての海は埋め立てられ、中心部分は船だまり公園として整備されていますが、築港当時の地割や町なみは歴史的な雰囲気を残しています。
- ・宇島を通る中津街道沿道の民家や社寺、石造物など歴史的な趣があるものも多く残っています。
- ・宇島港築港を解説するサインが船溜まり公園に設置されていますが、その他の場所や、宇島港の歴史等を紹介するサインが未整備です。
- ・宇島港が発展した経緯や、福沢諭吉、種田山頭火など著名人に関するエピソードが多く残されていますが、あまり知られていません。



宇島築港絵図 文政 13 年 (1830)



宇島神社



現在の船溜まり



宇島の町なみ



旧大阪商船事務所



木材会社事務所



小畑平三郎記念碑

## (5) 維新へのみち —幕末に現れた千束藩と武家社会—

### 1) ストーリー

小倉新田藩は小倉藩の支藩として寛文7年(1667)に成立しましたが、藩主の居所は小倉城下にありました。小倉藩は明治2年(1869)の長州戦争(第2次長州征伐)に敗れ、香春から豊津へと拠点を移す過程で小倉新田藩から千束藩と改称しました。

千束藩の藩邸跡は旭城として石垣が築かれ、旭城から南北に延びる道沿いには武家屋敷が並びました。しかし明治4年(1871)の廃藩置県により、築城後1年足らずで廃城となりました。日本で最後に築かれ、また最も短命な城と言われています。石垣は千束八幡宮の境内として残されており、周辺は現在も当時の武家屋敷の地割が残っています。

### 2) 構成している主な文化財とその周辺環境・担い手

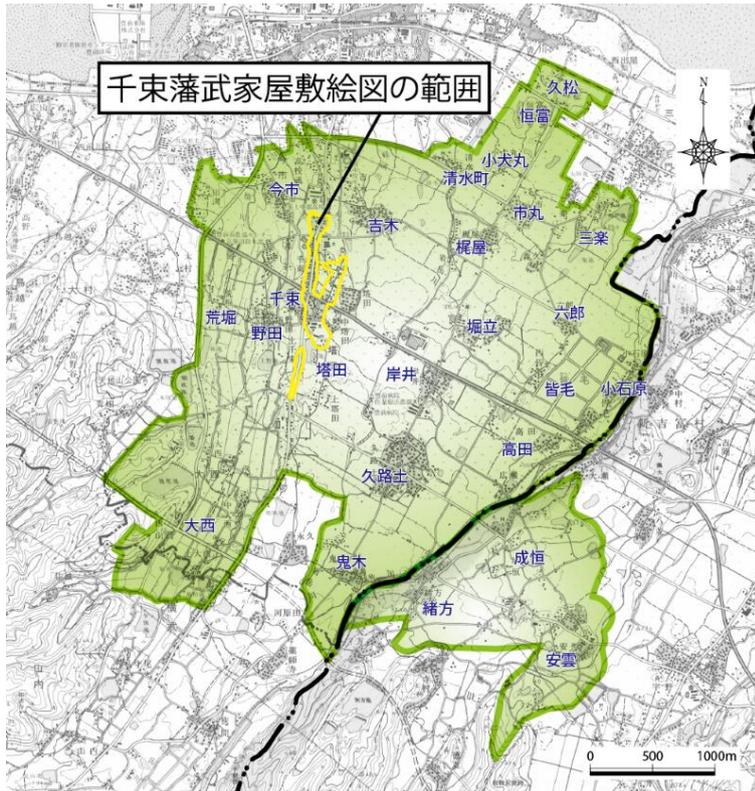
構成項目	主な文化財等	周辺環境	担い手
町なみ	武家屋敷の地割・旭城跡(陣屋跡)	住宅・商店等	地域住民 管理者
石造物	【千束地区】丸山墓地の聖観音、笠付角柱碑	墓地・集落	管理者・地域
神社	事代主神社、貴船神社、千束八幡神社、石清水神社	神社境内 集落	神社・氏子
寺院	円光寺 正円寺	寺院境内 集落	寺院・檀家

### 3) 現況と課題

- ・道路に面して塀や門があり、武家屋敷としての町なみの面影が残っています。
- ・当時の武家屋敷からと思われる古い建物自体も残っていますが、外壁を現代風に改修しているため、当時の雰囲気を感じる建物は多くはありません。
- ・千束八幡の境内には千束藩の歴史解説サインがありますが、その他には案内もなく、武家屋敷跡としての町なみが分かりにくいものとなっています。



千束藩屋敷絵図



地名による千束藩の範囲



屋敷前に残る門



旭城跡の石垣



### 3. 歴史文化保存活用区域の考え方

#### (1) 文化財の保存・活用の基本理念

豊前市の文化財の多くは「求菩提山」を中心とした修験道文化にかかわるものと、古代官道や近世の中津街道にまつわる「道（路）」に関連するものにその特徴を見出すことができます。本基本構想ではこのような地域の特徴を踏まえつつ、住民が文化財をより身近なものとして触れることができるよう、また郷土に誇りと愛着が持てるようその取組みを進めることとします。

その一つとして「豊前市教育基本構想」に示すように小中学校段階で郷土の歴史・文化の素晴らしさを知り、ふるさと豊前を誇れる子ども育成のため「ぶぜん9年プログラム」を作成し、学校の授業のなかでの位置づけを明確にして実施することとします。

また、現在各地域で推進している「地域づくり協議会」による地域づくり計画の策定の中では、地域を知ることによって地域課題の抽出に繋がるという考え方の基、地域の歴史文化についても改めて考えてもらうよう課題として提案をしています。その結果、地域の歴史文化を生かした取組みの提案が成される傾向にあり、今回、本基本構想をその基礎資料として示すことで更なる取組みの推進を図ることとします。

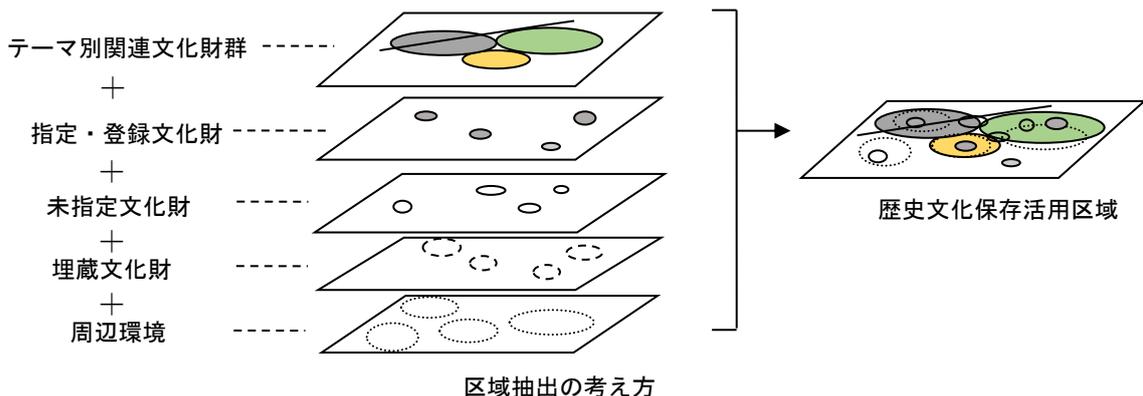
さらに、人口の減少と高齢化が進行する中、地域のコミュニケーションの活性化を図る取組みとして、所謂祭りや伝統芸能を積極的に評価し、地域活性化の方策として位置づけたいと考えます。特に市内全域で奉納される神楽や、神社祭礼など地域で心かようふれあいの場が提供できるよう本基本構想で位置づけたいと考えています。

このような取組みをとおして豊前市では市内に残される文化財群の保存・活用の基本理念として整理したいと思います。

#### (2) 区域の必要性と要件

主要な文化財などとその周辺環境を一体的に保存活用の対象として捉えるために、一定の区域を定めると、具体的な保存活用（管理）計画の策定や、その活用などの効果も分かりやすくなります。これらは、本構想において「歴史文化保存区域」として位置付けることができます。

豊前市の歴史的特徴を表すテーマに沿った文化財が集積した地区、関連する文化財をつなぐ範囲などを基に、そのテーマとなる指定文化財などを中心として、その文化財の周辺地域にある関連した未指定文化財などと、地域を含めた周辺環境をまとめて、豊前市の歴史文化の特徴を示す区域を設定するものです。



### (3) 歴史文化保存活用区域

関連文化財の主要な構成要素の場所をもとに、近接している地区や同質の地区をまとめます。

今後の各種事業の推進や実現をめざすため、様々な歴史文化資源、地理的環境、景観特性を基に、歴史を重層する資源や地域性から市内を**宇佐神宮への道ゾーン**、**求菩提信仰の路ゾーン**、**中津街道ゾーン**、**瀬戸内海のみちゾーン**、**維新への道ゾーン**の5つのゾーンとして地区区分を行います。

ゾーン設定については、道の沿線を中心に地形や水系など地理的条件、時代ごとの資源分布状況から、各時代を重ね合わせ、複数の時代にまたがる歴史文化資源の分布状況を把握します。

中津街道から分かれ内陸部を通る**宇佐神宮への道ゾーン**は、豊前市に残る八幡信仰を物語るもので、道・農地・集落と神社等が残っています。

また、平野部から南側の山間地にかけては求菩提山を中心とした信仰につながる道が通る**求菩提信仰の路ゾーン**では道沿いの集落とそれぞれの集落にある神社やお寺、路傍の石造物などの歴史的資源が見られ、修験道の影響が残る地区となっています。

周防灘に面した市北部の**中津街道ゾーン**は特に近世江戸時代に発達した宿場町や港町、沿道の町なみなどをはじめ、街道沿いの神社仏閣、石造物など市の特徴となる歴史文化資源が多く見られます。

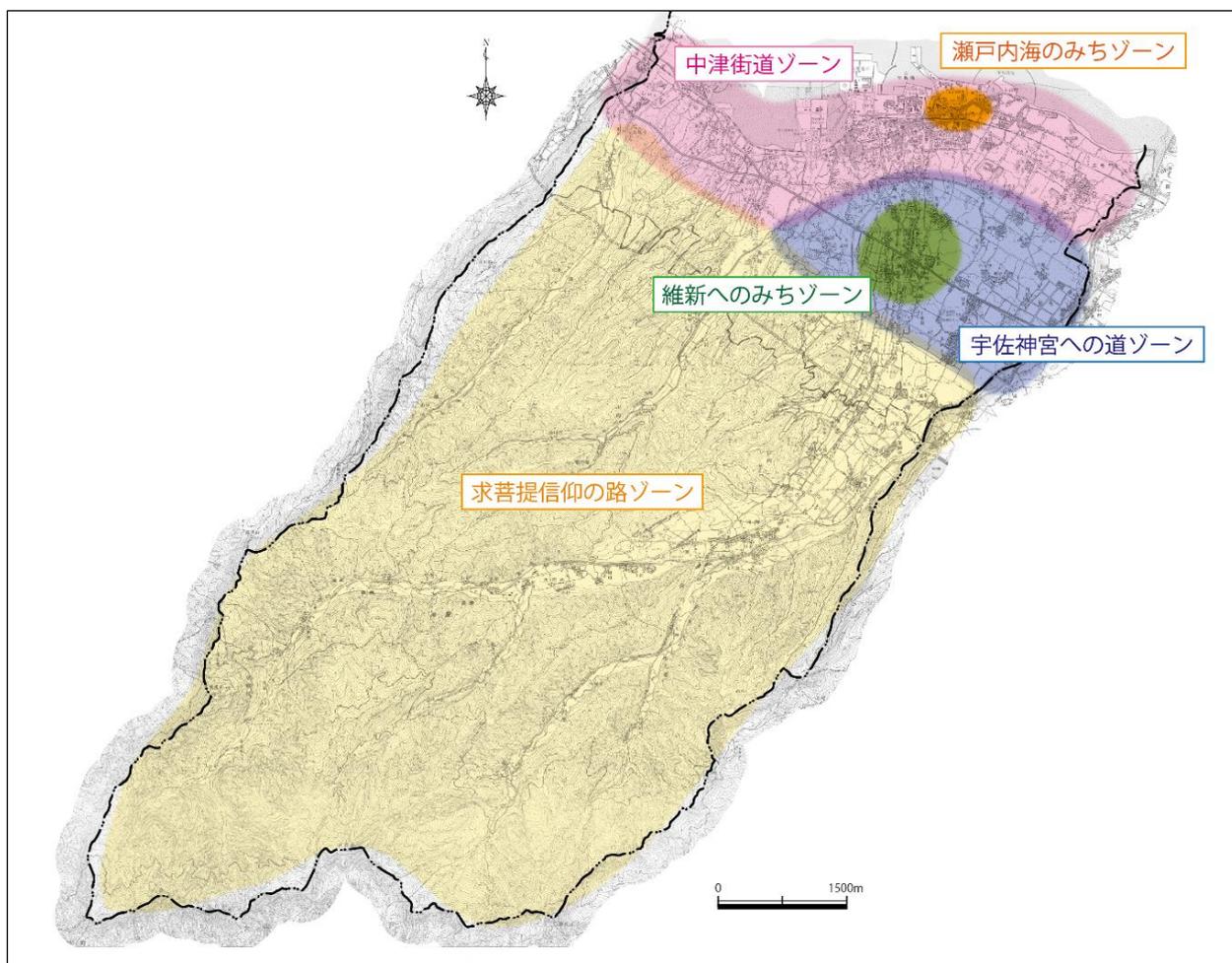
**瀬戸内海のみちゾーン**は中津街道沿いにある宇島港を中心に、近世から近代にかけて大阪とをつなぐ航路の発着点であり、港に係る歴史文化資源が見られます。

**維新への道ゾーン**は宇佐神宮への道ゾーンの中程に位置します。市内にも藩庁及び城下町が存在した跡として、陣屋の石垣や武家屋敷の地割が残るなど、歴史文化資源が見られます。

各ゾーンにおいては、先に示した基本方針に従い、保存と活用の基本的な方向を示します。施策を全体として推進します。また、それぞれのゾーンの役割や特徴を活かした活用計画を示します。

#### 保存と活用の基本的な方向

- 地域の歴史資源は、これまで地域の人々が受け継いできたものであり、広く市民に対して周知を図り、それらを市民全体で護り、次世代に継承します。
- 指定文化財の他、未整備、未活用の歴史資源についても解説板設置や案内情報の発信など包括的な保護を図る整備を検討し、活用を図ります。



#### (4) 区域毎の整備活用等の方向

各区域では区域ごとに重点的な整備活用を進めますが、豊前市全体の文化財に係る事項として以下の項目の整備を進めます。

##### 1. 地域の文化財を守り、次世代に継承する

指定文化財をはじめ、有形の歴史文化資源を良好な状態で保全します。  
 また、すでに解説板を設置している資源のほか、特に重要なものなどは新たな解説板の設置を行います。また、神楽をはじめ各イベントやまつりを通して、文化財や歴史文化資源を広く市民にアピールします。  
 各地の民話や伝承も後世に伝えていきます。

##### 2. 地域の文化財を整備し、活用する

地域内や他の地域をつなぐ散策や回遊ルートを設置を行います。  
 解説サイン等にはQRコードを表示し、周辺文化財の紹介や他の地区の紹介を行う市文化財サイトへ案内します。

## ①宇佐神宮への道ゾーン

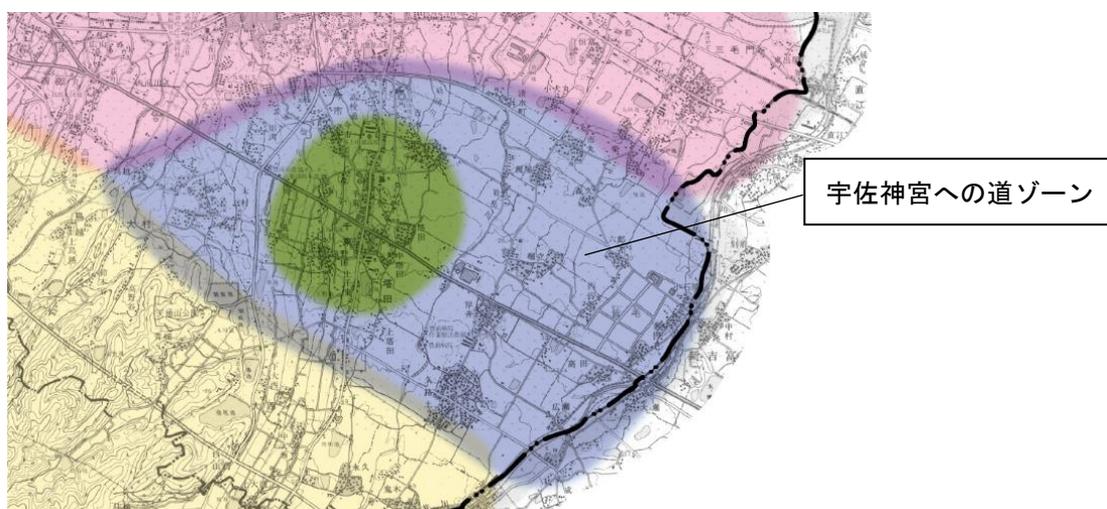
### 1. 地域の文化財を守り、次世代に継承する

大富神社や石清水八幡などを中心に伝統的な有形・無形の歴史文化資源が伝承されているため、保護を図ります。

### 2. 地域の文化財を整備し、活用する

勅使街道沿線の環境整備を行い、街道散策ルートの設置を行います。岩岳川上流に位置する白山神社と連携した回遊ルートや、荘園の面影が残るまちなみの回遊ルートなど、複数のルート設定も検討します。

勅使街道や荘園領地の解説案内サインの整備を行います。



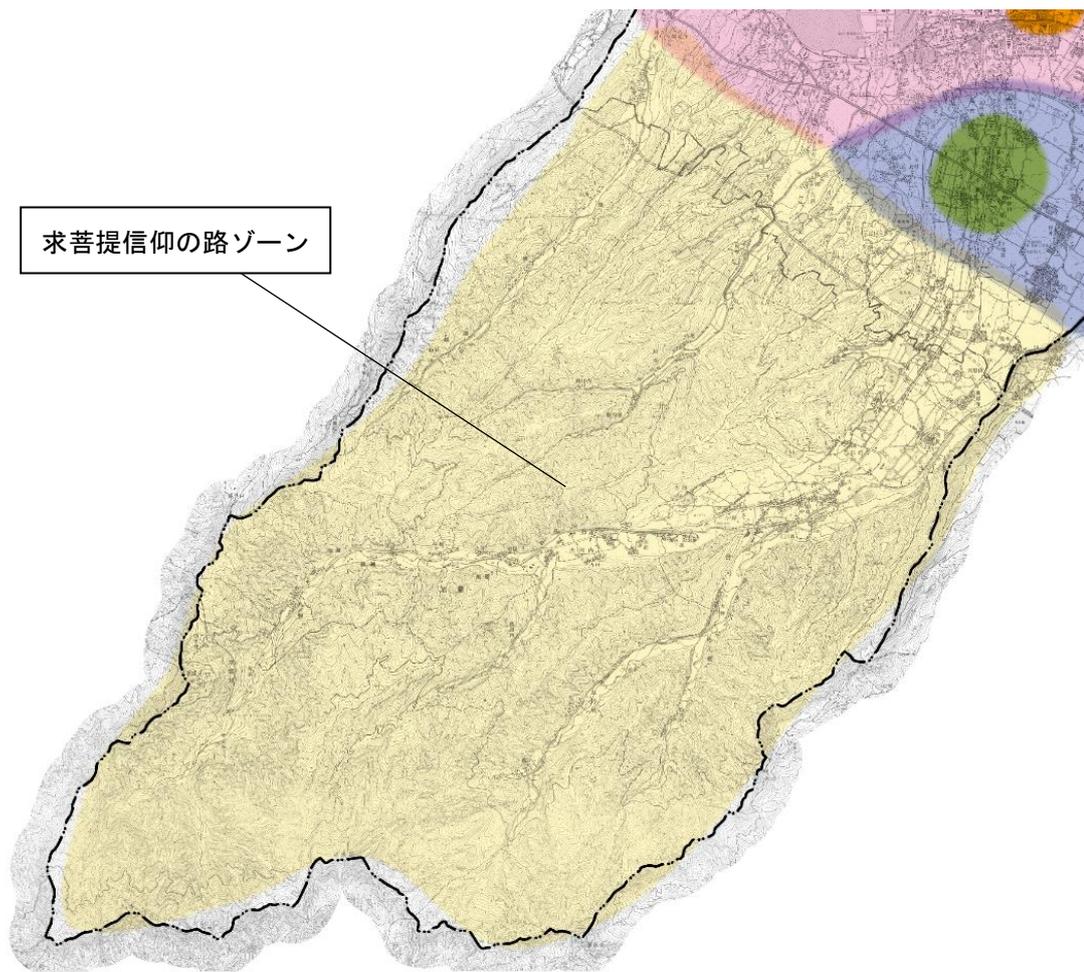
## ②求菩提信仰の路ゾーン

### 1. 地域の文化財を守り、次世代に継承する

各集落などは中山間の豊かな自然とともに多くの伝統的な有形・無形の歴史文化資源が伝承されているため、保護を図ります。

### 2. 地域の文化財を整備し、活用する

各集落は昔からつづく景観としての保存と整備を図ります。特に修験道に関するものや、山伏の生活を支えてきた地域としての環境整備を行います。峰入り道のルート整備や案内の設置を行います。また、各所に残る石造物や神社などの回遊ルートの設定を検討します。求菩提資料館は修験道に関する史料を展示しており、山伏の修行や生活をより理解して頂くため、積極的な案内や情報発信を行います。



### ③中津街道ゾーン

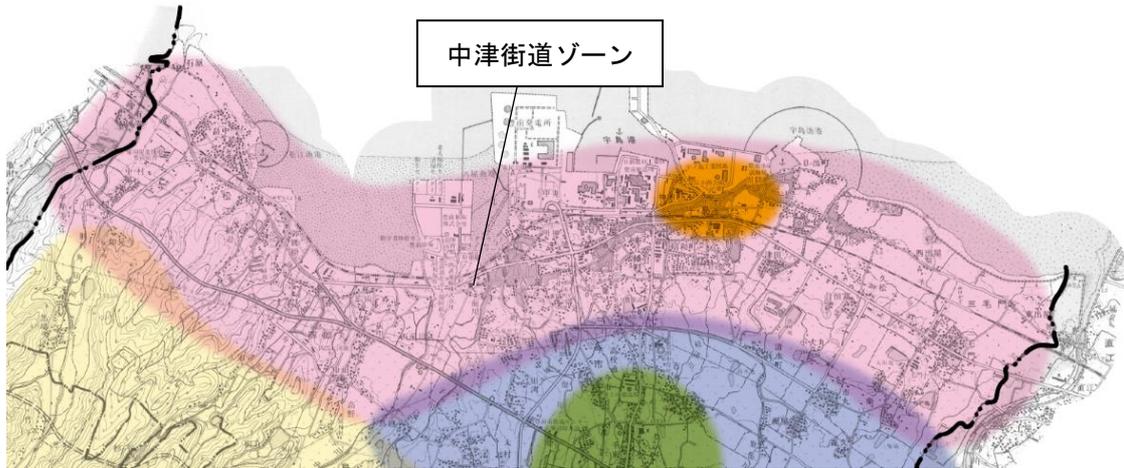
#### 1. 地域の文化財を守り、次世代に継承する

松江や八屋など宿場町であった地区は歴史的な町なみが残り、伝統的な有形・無形の歴史文化資源が伝承されているため、保護を図ります。

#### 2. 地域の文化財を整備し、活用する

かつて街道であった道の線形がよく残っており、各所には歴史を感じさせる建物も見られることから昔からつづく景観としての保存と整備を図ります。特に松江や八屋の宿場町の景観を活かすよう、環境整備を行います。

指定文化財や主要歴史資源、町なみ景観のスポット等には解説案内サインの整備を行います。当時の宿場町の町なみなどスマートフォンやタブレットで見ることができるVRやARの整備の検討も行います。



#### ④瀬戸内海のみちゾーン

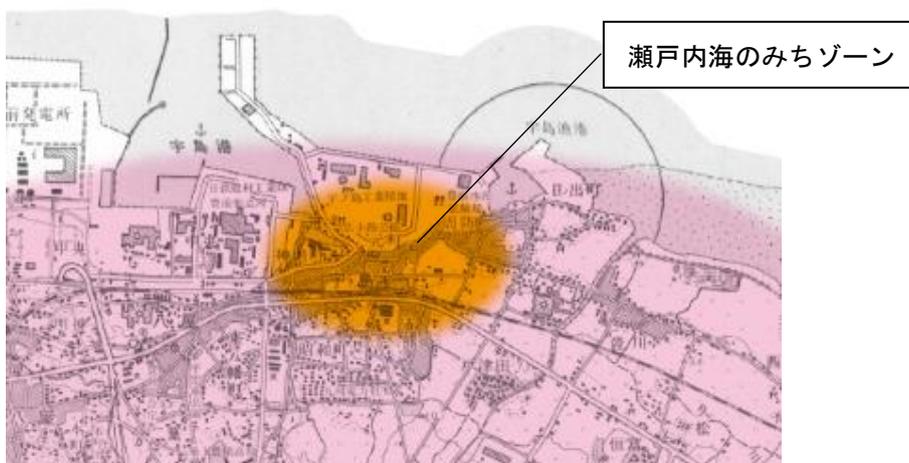
##### 1. 地域の文化財を守り、次世代に継承する

宇島港周辺地区は旧大阪商船事務所や旅館など歴史的な町なみが残り、伝統的な有形・無形の歴史文化資源が伝承されているためその活用を図ります。

##### 2. 地域の文化財を整備し、活用する

宇島港の船溜まりは公園として整備されていますが、周囲の道の線形や歴史を感じさせる建物や神社も見られることから昔からつづく景観としての保存と整備を図ります。特に港としての景観を活かすよう、環境整備を行います。将来的には旧大阪商船事務所など歴史的な建物を活かした地域のガイダンス施設としての整備を検討します。

指定文化財や主要歴史資源、町なみ景観のスポット等には解説案内サインの整備を行います。また、かつての宇島港の賑わいをスマートフォンやタブレットなどで見ることができ、VRやARの整備の検討も行います。



## ⑤維新へのみちゾーン

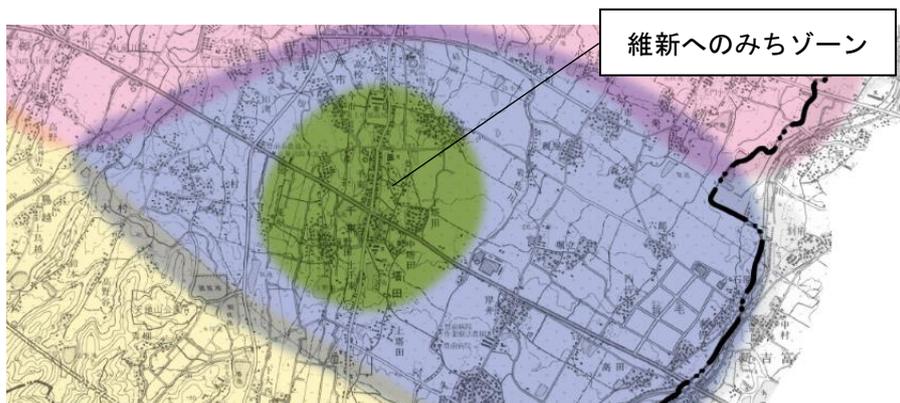
### 1. 地域の文化財を守り、次世代に継承する

千束藩の武家屋敷跡は当時の地割が残り、旭城跡の石垣や屋敷門など歴史的な資源が残されているため保護を図ります。

### 2. 地域の文化財を整備し、活用する

武家屋敷の地割が残り、歴史を感じさせる建物や神社も見られることから昔からつづく景観としての保存と整備を図ります。市内にも武家社会があったことが分かる様環境整備を行います。スポット的に残る歴史的な建物を活かすなど、武家屋敷としての景観づくりのための様々な整備を検討します。

町なみ景観のスポット等には解説案内サインの整備を行います。また、武家屋敷の町なみをスマートフォンやタブレットで見ることができるVRやARの整備の検討も行います。



## 5章 保存活用（管理）計画の考え方

### 1. 基本的な考え方

文化財の保存活用（管理）計画とは、文化財の価値を保存し、その活用するための詳細な計画であり、本構想とは別に策定する必要があります。

本構想では、対象となる文化財（群）、保存活用（管理）計画を作成する主体（所有者や管理者等）、文化財（群）とその周辺環境に関する整備の方針、その他の保存活用（管理）計画に定めることが望ましい事項等についての考え方を示すものとします。

#### （1）基本的枠組み

具体的な計画策定を進めためには、以下の項目について検討が必要となります。

- ・計画対象となる文化財の総合的な把握
- ・文化財の計画策定の主体
- ・文化財の保存活用（管理）の方針
- ・周辺環境の整備方針
- ・体制整備の方針
- ・具体的な事業計画

文化財を総合的に把握するために、それぞれの文化財の保存の現状や課題、保存対策や活用の方向性を把握するための「文化財カルテ（仮称）」を作成します。また、市民などの活動団体の情報を入手・整理して、データベース化の推進を図ります。データベースから各文化財の活用と活動団体のマッチングを行い、埋もれていた文化財も有効に活用できるようにします。

表 保存活用（管理）計画のための文化財カルテの項目一覧

共通事項	名称	所在地と地図	分類と写真
	指定・登録、未指定等	成立・設立時期	所有者・管理者
	公開非公開、アクセス	周辺環境	関係団体・個人
	情報発信状況（担い手・内容等）	調査の履歴（時期・内容等）	学校教育・生涯学習との関連
	まちづくりとの関連	その他（対象独自の内容に関連して、課題等）	カルテ作成者と情報提供者・作成日
	テーマ別関連文化財群	歴史文化保存活用区域	
有形文化財	関連行事、清掃・見回り等（時期・回数・内容等）	修理・補修の履歴（時期・内容等）	周辺環境整備の状況（時期・内容・担い手等）
無形・民俗文化財	参加人数	開催時期・頻度	開催場所
	装置・道具・衣装等	費用	維持されている主な理由

■：文化財共通 ■：主に有形文化財の場合 ■：主に無形・民俗文化財の場合

表 保存活用（管理）計画のための活動団体（個人）の活動実績の項目一覧

名称	主要構成員・世代	主な対象文化財
設立時期	主な活動内容	活動場所・年間活動回数
他団体との連携の有無	活動費	情報発信状況
存続している主な理由	その他（問題と課題、今後の計画）	作成者・作成時・連絡先

## (2) 保存活用（管理）計画を策定する主体

主に有形文化財の保存活用（管理）計画を策定する主体者は所有者若しくは管理者となります。その主体に応じた進め方として以下の表に示します。

ここで民間とは個人または組織（町内会や集落、法人など）となり、所有者などの意向が重視されますが積極的な文化財の保存活用の協力が求められます。

無形文化財の場合は、下表のように考えることができます。

表 有形文化財の所有・管理別の計画策定主体と進め方

所有者	管理者	計画作成主体	作成の進め方
公共	公共	公共	・公共内の優先順位 ・関係団体を取り込む
公共	民間	公共	・管理者と協議
民間	公共	民間か公共か	・主体の調整が必要
民間	民間	民間	・公共からの働きかけと依頼 ・メリットの提示と計画策定費用の検討

表 無形文化財の主権者別の計画策定主体と進め方

主権者	計画作成主体	作成の進め方
公共	公共	・公共内の優先順位 ・関係団体を取り込む
民間	民間	・公共からの働きかけと依頼 ・メリットの提示と計画策定費用の検討

民間のメリットには、当該の文化財保存活用（管理）計画を策定した場合、公共からの管理・維持費等の補助や、広報活動の支援による集客力増加等の協力も得やすくなることが考えられます。

個別文化財や歴史資源を文化財群として捉える場合、それぞれ個別文化財の計画主体による相互調整が必要となります。

## (3) 文化財（群）とその周辺環境の整備方針

既に実施済みの整備情報を整理し評価を行い、まちづくりなど関連行政計画における今後の周辺環境整備に関する情報収集などを行い、整備方針に関する前提条件を整理します。

整備方針では、目的、方法、主体と関係部局、時期、予算措置などを明確にして、今後の保存活用（管理）計画の基本的な条件を示します。

共通の整備方針として、文化財（群）の価値を周辺環境とともに高めていき、豊前市のまちづくりと魅力の向上につなげるものとします。

多種多彩に存在している豊前市の文化財（群）のうち、特に、第4章で示したテーマ別関連文化財群、歴史保存活用区域での整備方針と保存活用（管理）計画を優先して進め、新たな施設を整備や既存施設に手を加えることによって、魅力ある地域の空間へと変化させることが可能となります。これらは先導的なモデルとなり、市民が効果を実感できれば啓発効果も期待されます。

他にも、公開可能、学校教育・生涯学習、観光振興とつながる文化財（群）を選定して、整備を優先的に進めることで、まちづくりのための多くの拠点を設けることができます。

## 2. 関連文化財群と歴史保存活用区域の保存活用（管理）計画に関わる事項

前項に示した基本的な考えの他に、本構想の関連文化財群及び歴史保存活用区域に関して、特に検討すべき事項を以下に示します。

### （1）関連文化財群の保存活用（管理）計画に関わる事項

- ・計画策定の主体の設定

文化財別に計画作成の主体を検討することにより、主体が関連文化財群のなかで計画策定が可能な文化財を選定してすすめます。まず、行政が中心となり先行して計画を策定することで、他の個人や団体のモデルとなることが望ましいといえます。

- ・テーマを活かす保存活用（管理）計画

保存活用（管理）計画にあたっては、関連文化財群のテーマを活かすことを基本とします。豊前市の独自の歴史、文化の特徴を表すテーマは、保存活用（管理）計画の重要な柱となります。

- ・調査の推進、普及啓発、まちづくりへの関与

保存活用（管理）計画において、関連文化財群とその周辺環境の今後の調査の推進、それらの普及啓発、まちづくりへの関与を含めることが求められます。

### （2）歴史保存活用区域の保存活用（管理）計画に関わる事項

- ・区域特徴のまとめ

本構想の記述をもとに、さらに以下を明確にして、計画の前提条件を整理します。

区域の設定

歴史文化の特徴

社会状況の概要

- ・保存活用の5つの方向性と方策を検討

区域の特徴と本構想で示した保存活用の方向性をもとに方策を検討します。

- ・区域の保護措置を検討する

保護措置のための認定基準、運用方法等を検討する場を設けます。

- ・区域の住民と協議する

区域が含まれている地域で住民説明会を行い、文化財（群）の保護、保存活用のあり方とその計画について協議を行い、情報の共有化、地域の協力を得て計画の実現を推進していきます。

- ・区域での保存活用（管理）計画の情報発信をしていきます。

## 6章 文化財の保存・活用を推進するための基本方針及び体制整備の方針

文化財の保存・活用を推進するためには、行政を含む関係団体や個人がこれまでの活動を基礎としつつ、さらに地域において相互の連携・協力体制を構築していくことが重要となります。そのためには、各活動を推進するための中心となる組織の確立が求められます。本章では、各関係団体の活動、中心となる組織、行政の役割をまとめ、体制整備に向けての連携の考え方を提示します。

### 1. 関係団体の活動

#### (1) 活動の方針

各文化財関連団体との連携や各団体相互の活動の連携を行い、それぞれ文化財や関連遺産など周辺環境を含めた保存・活用の推進を図ります。

#### (2) 活動の状況

現在、市内には下表に示すように、地域の文化財の保存・活用に関係する団体があります。その他にも豊前市内にはまちづくりや地域活動を行っている多様な団体があります。

#### ○豊前市内の文化財に関する団体

市内文化財の保存会	豊前感応楽保存会
	求菩提山お田植祭保存会
	蔵春園保存会
	如法寺史跡保存会
	千手観音保存会
	豊前岩戸神楽保存会
	畑どんど焼保存会
	八屋祇園連絡協議会
	宇島祇園保存会
	松江祇園保存会
森の案内人	
豊前市自然と文化財を守る会	
豊前市史跡ガイドボランティアの会	
豊前市観光協会	
NPO法人 くぼて	

公的な組織では、求菩提資料館、豊前市立埋蔵文化財センター、豊前市立多目的文化交流センターなど教育委員会などが所管するものがあります。また各地区には公民館があり、各地区の活動のとりまとめ、行政との連絡の役割を担っています。

なお、豊前市の行政部局には、教育委員会生涯学習課の他に、総合政策課、観光物産課、都市住宅課、農林水産課などの各課が関係しています。

その他、豊前市観光協会の加入団体は、宿泊や観光の他、文化や食、特産品開発等に関する様々な活動を行っています。

## 2. 中心組織の必要性と役割

### (1) 体制の方針

文化財の保存・活用の効率的な推進に当たっては、関連活動団体との調整を行い、とりまとめる組織体制づくりを行います。

### (2) 組織体制の整備

中心となる組織は諸団体の活動状況把握、人材育成の支援、市民からの窓口、行政との連携、新しい団体づくりの支援などが考えられ、そのための情報の収集と効果的な発信を行うとともに、諸団体の連携を推進していくことが望まれます。

特に、「豊前市文化財保存活用推進協議会（仮称）」において、テーマ別関連文化財群、歴史文化活用区域に存在している文化財（群）とその周辺環境の保存活用の活動が期待されます。

本協議会には専門家・学識経験者を含め、市民のみならず、市外のからもサポーターを募るなど、内外からの協力を得ることによって視野が広がると考えられます。

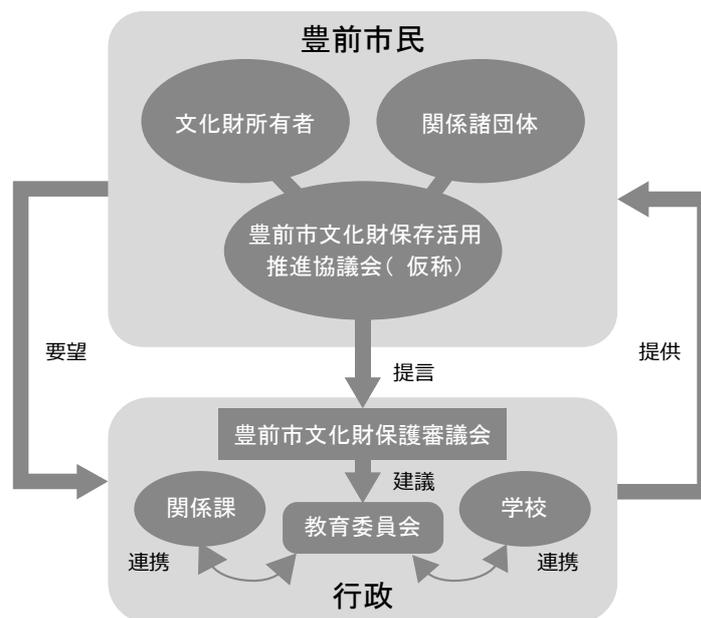


図 豊前市文化財保存活用推進協議会（仮称）を中心とする連携イメージ

### 3. 行政や市民等の役割

#### (1) 行政の役割

文化財保存活用の体制整備に向けて、行政として、特に文化財担当部局の役割は以下の通りとなります。

##### ・豊前市行政内の横断的な体制づくり

各文化財の積極的な保存活用を推進するためには、担当する文化財担当部局の体制整備を行う必要があります。さらに関連する総合政策をはじめ、都市計画と連携した景観保全や、建設や農林水産業振興部局などと連携し、公共事業などから文化財とその周辺の環境を守ります。また、観光関連部局等との連携によって文化財を活用した観光やウォーキングコース、周遊ルートの整備、古民家の活用など地域振興を推進する行政内の横断的な体制づくりを行います。

##### ・文化財の継続的な調査研究

指定文化財については、これまでの調査研究成果の蓄積を基に継続的に調査研究を進めます。未指定文化財については、存在自体が市民に認識されていないものもあるため、調査研究を行い成果の情報を発信します。学術調査については、大学などの研究機関や専門家のほか、市民グループなどとも連携を図り多方面からの調査も検討します。

##### ・文化財を活かす学校教育プログラムの検討

学校教育では「ぶぜん9年プログラム」を導入し、子どもたちは人権や命の大切さとともに郷土の歴史や文化を学んでいます。さらに郷土愛を育む教材として様々な文化財を活用するため、学校教育部局と連携します。

##### ・文化財を活かす生涯学習プログラムの検討

市民活動や各種講座が行われており、文化財や歴史の理解をさらに深めるなど市民の学習機会の充実を図るため生涯学習部局と連携します。

##### ・他市町の文化財保存活用に関わる情報収集

5つの道をテーマとしていることなど、文化財は豊前市内に限らず周辺市町とのつながりを持っています。周辺市町と情報交換を行い、広域的な文化財の保存活用を図ります。

##### ・関係機関との連携

文化財の適切な保存管理や活用整備など、施策や技術的な情報を把握するため、文化庁や福岡県などとも連携を図ります。

##### ・「豊前市文化財保存活用推進協議会（仮称）」の発足

文化財の保存や活用を効率的に行うため、市民主導による組織的な体制として、文化財所有者や伝承者、学識者、地域住民、企業等民間団体、専門家などで構成する「豊前市文化財保存活用推進協議会（仮称）」の立ち上げを推進します。

##### ・文化財とその保存活用情報の情報収集と発信、データベース化

これまでの文化財調査等で得られた情報、各文化財の担い手の情報などもデータベース化します。それらを情報発信することで共有し、今後の保存管理方法の検討をはじめ、観光資源や地域活性化などに利用します。

##### ・『豊前市歴史文化保存活用計画』の策定

本基本構想を受けて実際に文化財を保存管理し、整備活用に向けた行動の指針となる計画を策定します。

・保存活用のための予算・制度の検討

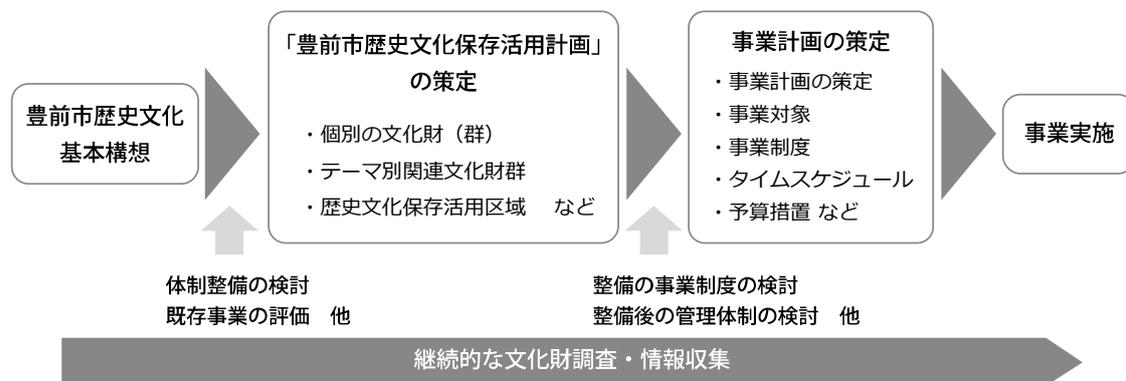
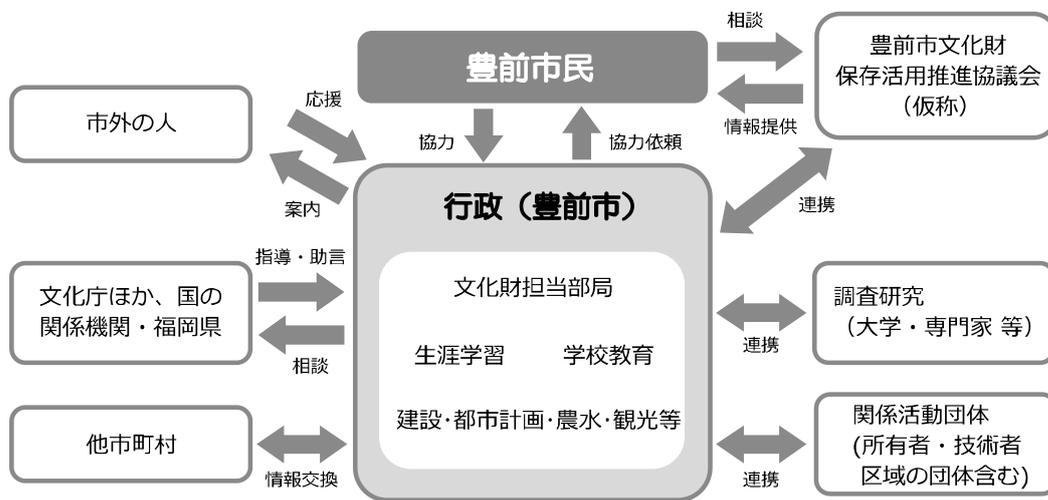
文化財の保存活用を継続的に推進するため、今後の事業を実施継続するための予算措置や必要な制度等を検討します。

(2) 学校の役割

豊前の歴史文化を学習し、地域の歴史や地域に残る文化財の愛護精神を育むことを進めます。

(3) 市民の役割

居住地・周辺地域の歴史文化の見守り、またそれを活用した地域づくりを実践します。



#### 4. 防災・防犯

文化財においても自然災害による被害が想定されることから、被害の予防や、被災後の管理等も検討する必要があります。また、いたずらや盗難などの毀損行為による被害を防ぐことも文化財の保存活用に必要であることから、前項の保存・活用を進める体制整備の中で役割を検討していきます。また、災害などで毀損した文化財の修理や修繕についても文化財の保存活用に必要とされるものです。

豊前市の主な災害は集中豪雨等による土砂災害と、高潮や津波による浸水が想定されます。地震については、豊前市に近い活断層は小倉東断層、福智山断層帯と大分県中部には別府一万年山断層帯があり、豊前市沖には海溝型地震の震源域はありませんが、南海トラフ沿いの巨大地震で被害を受ける可能性もあり、著しい地震災害が生じるおそれがあるため、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

##### (1) 防災

文化財災害予防対策としては、「豊前市地域防災計画」（平成30年度改正）があります。

第2編災害予防計画には文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るとされています。具体的には主に火災に対する計画が記されています。

表 豊前市地域防災計画における文化財の防災

1	文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
2	所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
3	火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 防火管理体制の整備</li><li>(2) 環境の整備</li><li>(3) 火気の使用制限</li><li>(4) 火災危険箇所との早期発見と改善及び火災警戒の実施</li><li>(5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練</li><li>(6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施</li></ul>
4	防火施設等、次の事項の整備の推進とそれに対する助成措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 消火施設</li><li>(2) 警報設備</li><li>(3) その他の設備</li></ul>
5	倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

文化財災害復旧事業計画では、「文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。」とされています。地震に対しても、まず耐震診断を行い、耐震補強など必要な措置を計画的に行う必要があります。

風水害や高潮、津波の危険性からも文化財を守る必要があります。指定文化財のほか、未指

定の文化財に対して所在確認を行うためにも、今後作成を検討する文化財リストにおいては危機管理マップ等の整備も目指します。文化財と災害情報を重ね合わせることで、予期される被害状況を図上で把握しておくことも、防災の観点から重要となります。

前項で示した文化財の保存活用（管理）計画では、それぞれの文化財に及ぶ被害を想定し、建造物や有形文化財であれば地震時の倒壊や火災等に対する予防方策を検討し、史跡や天然記念物などは土砂の流出や樹木の倒壊など、風水害に対する方策を明記する必要があります。

## （２）防犯

文化財の防犯については、住民の日常的な取り組みの中で協力を呼び掛けていきます。近年は全国的にも人為的な行為により文化財が被害を受けている事案や、盗難などの被害も増加する傾向にあります。未設置の箇所に防犯カメラ等の設備の整備を促していく事はもちろん、既設装置の更新などを進めることが望まれます。

指定文化財については、自動火災報知機、消火器具などの消防設備のほか、防犯カメラや防犯センサーの設置や定期点検の指導、財政支援を行います。

未指定については地域での見守りが重要となってきます。日常的に連絡や情報交換を行える体制をつくり、地域内の情報が迅速に行政に伝えられるよう体制整備を図ります。

## （３）応急対応

災害時は市役所全体で、人命を最優先とし生活に支障がないよう復旧を進めることが優先されます。文化財の復旧はその後の対応となることから、被災状況の把握と復旧体制や方法の確立が優先課題となります。そのためには今後作成を検討する文化財リストを活用できるよう、情報の更新や関係各所との共有を図る必要があります。

## （４）災害復旧計画

大規模災害が起きた際の復旧については、被災規模や状況によって様々な方法があります。しかし、文化財の復旧は、単に文化財の復旧修繕にとどまらず、地域コミュニティ復興のシンボルとしての役割もあります。平成 29 年の九州北部豪雨で市全体が大きな被害をうけた朝倉市では、九州歴史資料館などに文化財を保管するなど県をはじめ周辺地域と連携して文化財を護る事例もあります。

有事の際に、文化財復元の指針となる情報を備えておくことが重要となってきます。

## 5. 文化財の毀損に係る修繕などの基本的な考え方

有形文化財は災害時に限らず、素材の経年劣化や使用時における損傷などが考えられます。豊前市内に所在する指定文化財のうち、修理や修繕を行う際に特殊な技術を要するものは多くありません。

具体的な修理・修繕には

古文書、絵画、歴史資料など紙質のもの

仏像など木彫（木質）のもの

和楽器など民俗芸能関係

建造物や山車など

史跡のうち石垣などの構造物

天然記念物など植物に関するもの

考古資料（土器など）

などが考えられますが、いずれも豊前市として過去に対応した実績があり、今後とも関係事業者、関係機関と協力しながら修復等の対応は可能です。

ただし、特殊なものとして考古資料のうち金属や石、木質であるものまた、神社建築のうち桧皮葺の技術を必要とするものなどがあり、今後の課題といえます。

考古資料については県立九州歴史資料館または九州国立博物館に専門の部署があることから、必要に応じて連携しながら対応します。また神社建築に係る桧皮葺など特殊な技術については、大分県宇佐市にある宇佐神宮において専門の技術者が居ることから、協力を求めながら対応したいと考えています。

なお、東日本大震災の際には多くの文化財が被災し、改めて災害時の文化財保護のあり方が課題として突きつけられました。その対策として東京文化財研究所や関係機関による文化財レスキューという取組みが注目されており、豊前市においても今後予想される南海地震などで文化財が被災した場合は、こうした支援について念頭に置く必要があると考えています。

未指定文化財についても、個人や地域で所有するものなどは修理や修繕技術の相談に応じるなど、保存と活用を図ります。



豊前市歴史文化基本構想

平成 31 年 3 月 31 日

編集 豊前市

豊前市大字吉木 955

株式会社 修復技術システム

福岡市博多区奈良屋町 5-10 302

発行 豊前市

印刷 築上印刷(有)

福岡県豊前市大字岸井 201-1